和歌山大学合宿研修施設管理運営規則

制 定 昭和61年10月17日 最終改正 平成16年 4月 1日

(設置)

第1条 和歌山大学に、学生の研修を行う施設として、和歌山大学合宿研修施設(以下「合 宿研修施設」という。)を置く。

(目的)

第2条 合宿研修施設は、本学学生の課外活動の合宿研修に使用することを目的とする。 (管理及び運営)

第3条 合宿研修施設の管理運営責任者は、学長とする。

(使用者の範囲)

第4条 合宿研修施設を使用できる者は、本学が認めた課外活動団体及び学長が特に認めた 者とする。

(規定の遵守)

第5条 合宿研修施設を使用しようとする者は、この規則及び細則等で定められた諸規定を 遵守しなければならない。

(使用許可)

第6条 合宿研修施設を使用しようとする者は、あらかじめ、細則の定めるところにより、 学長に所定の使用許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(施設保全義務)

- 第7条 合宿研修施設の使用者は、施設、設備及び備品等の保全に努めなければならない。
- 2 合宿研修施設の使用者が、故意又は過失により施設、設備及び備品等を破損し、又は亡失したときは、その損害を弁償しなければならない。

(使用許可の取消及び使用の中止)

- 第8条 次の各号に掲げる場合は、合宿研修施設の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることがある。
 - (1) 使用者が、この規則及び細則等の諸規定に反した場合
 - (2) 使用者が、合宿研修施設の使用目的に反した場合
 - (3) 学長が、合宿研修施設の管理運営上支障があると認めた場合

(合宿研修施設の事務)

第9条 合宿研修施設に関する事務は、学生支援課が行う。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、合宿研修施設に関する細則は、別に定める。

附則

この規則は、昭和61年10月17日から施行する。

附 則(平成7年3月27日一部改正)

この改正規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月21日一部改正)

この改正規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日一部改正:法人和歌山大学規程第152号)

合宿研修施設管理運営規則

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。